

# 組合員証・被扶養者証について

## 組合員証・被扶養者証の保管は大切に

組合員証及び被扶養者証がカード化され、携帯に便利になった反面、紛失や盗難のケースが増えています。身分証明書として扱われる大事なものであり、クレジットカード等と異なり効力を止めることができません。紛失、盗難等で事故が生じた場合は、一切の責任を組合員が負うこととなりますので、組合員本人はもとより、被扶養者の方にも適切な管理をしていただきますようお願いいたします。

### ◆組合員証等の再交付手続き

組合員証等を紛失、損傷、または裏面住所欄の余白がなくなったときは、「組合員証等再交付申請書」を所属所（学校等）を経て、共済組合に提出してください。

提出書類	組合員証等再交付申請書（「福利厚生ハンドブック」 <sup>（様）</sup> 216ページ）
添付書類	損傷または裏面の住所欄の余白がなくなった場合による再交付申請を行うときは、組合員証等を添付してください。

注意：紛失、盗難等にあった場合は、悪用防止のため必ず警察署へ届出をしてから、再交付の手続きを行ってください。

## 氏名・住所変更の届出は忘れずに

結婚等で氏名が変わる場合または氏名漢字や生年月日の訂正等および、住所等に異動が生じた場合は、「記載事項等変更申告書」に添付書類を添えて所属所（学校等）を経て、共済組合に提出してください。

### ◆氏名が変更になったとき

[提出書類] 記載事項等変更申告書（「福利厚生ハンドブック」 <sup>（様）</sup> 214ページ）	
事由	添付書類
組合員の氏名が変更になったとき	●組合員と被扶養者全員分の組合員証 ●戸籍謄本の写し 被扶養者の氏名が変わらない場合であっても、組合員被扶養者証を提出してください。（組合員被扶養者証に記載の組合員氏名を変更するため）
被扶養者の氏名が変更になったとき	●該当する被扶養者証、戸籍謄本の写し
氏名漢字、生年月日等の訂正をするとき	●組合員証等 ●戸籍謄本の写しまたは運転免許証の写し、公的書類の写し

### ◆住所が変更になったとき

- 異動等で転居した
  - 別居していた被扶養者が同居することになった
  - 進学や就職等で、被扶養者が引っ越しした
  - 住居表示が変わった …など
- （ただし、住民票を移さない場合は届出不要）

組合員や被扶養者の住所が変更になったときは、共済組合へ住所の変更の手続きが必要となります。その際、組合員証の添付は不要ですが、裏面に新しい住所を自署してください。

[提出書類] 記載事項等変更申告書（「福利厚生ハンドブック」 <sup>（様）</sup> 214ページ）
<b>② 20歳以上60歳未満の配偶者（第3号被保険者）が住所変更になったとき</b> 「国民年金第3号被保険者住所変更届」も併せて提出をお願いいたします。 （※様式については、令和2年2月28日・青教職共第633号で送付しております新しい様式をご使用ください。）

**ご注意ください!!**

転居先の住所（アパート名・部屋番号等）を申告していただかないと、ねんきん定期便、特定健診の受診券、給付金決定通知書等の組合員本人への通知が届かない場合がございます。



給付・保健グループ短期給付担当 017-734-9913